

政策評価に関する有識者会議 開催要項

平成 15 年 9 月
厚生労働省政策統括官決定
平成 18 年 2 月改正
平成 20 年 2 月改正

1 趣旨

政策評価については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）や「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）において、学識経験を有する者の知見を活用することが求められている。これらを踏まえ、厚生労働省が行う政策評価の客観性及び有効性を高めることを目的として、専門家の参集を求め、政策評価に関する助言等を得るため、「政策評価に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催することとする。

2 検討事項

会議においては次に掲げる事項を中心として検討を行う。

- ① 厚生労働行政に係る政策評価手法等について
- ② 厚生労働省の政策評価体制について
- ③ 特定のテーマごとの政策評価の手法について
- ④ 厚生労働大臣が行う社会保険庁が達成すべき目標の設定及び目標に対する実績の評価について
- ⑤ その他

3 会議の運営

- (1) 会議は、政策統括官が学者、研究者等の参集を求めて開催する。なお、参集に係る期間は、政策評価法第6条の規定に基づく厚生労働省における政策評価に関する基本計画の期間とする。
- (2) 2に掲げる検討事項のうち、専門の事項を調査するため必要があるときは、ワーキンググループを編成することができる。また、ワーキンググループにおいては、政策統括官は、必要に応じ、会議参集者以外の者の参集を求めることができる。
- (3) 会議は、その定めるところにより、ワーキンググループの意見をもって会議の意見とすることができる。
- (4) 会議は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (5) 会議の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省政策統括官付政策評価官室において行う。
- (6) この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

政策評価に関する有識者会議社会保険庁の目標設定及び実績評価に係るワーキンググループの編成について

1. 趣旨

「政策評価に関する有識者会議開催要項」の3の(2)の規定に基づき、政策評価に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の参集者及びその他の専門家（以下「参集者等」という。）の協力を得て、「社会保険庁の目標設定及び実績評価に係るワーキンググループ」（以下「社会保険庁WG」という。）を編成する。

2. 検討事項

社会保険庁WGにおいては、次に掲げる事項を中心として検討を行う。

- ① 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が設定する社会保険庁が達成すべき目標
- ② 中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が行う①の目標に対する実績の評価
- ③ その他

3. 社会保険庁WGの運営等

- (1) 参集者等の参集に係る期間は、2. ①の目標設定及び2. ②の評価が行われる期間とする。
- (2) 有識者会議が定めるところにより、社会保険庁WGの意見を有識者会議の意見とすることができる。
- (3) 社会保険庁WGは、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き公開とする。
- (4) 社会保険庁WGに座長を置き、参集者等の互選により選任する。
- (5) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する参集者等が、その職務を代理する。
- (6) 緊急の必要があるときは、座長は、参集者等の意見を聴いて、社会保険庁WGの意見を決定することができる。
- (7) 社会保険庁WGの庶務は、厚生労働省政策統括官付政策評価官室において行う。

1. 厚生労働省における実施庁評価について

厚生労働大臣は、中央省庁等改革基本法等に基づき、平成13年度より、毎年度開始前に社会保険庁長官に対して「達成すべき目標」を示し、当該年度終了後に、社会保険庁長官からの実績報告に基づく評価を行っている。

【根拠法令】

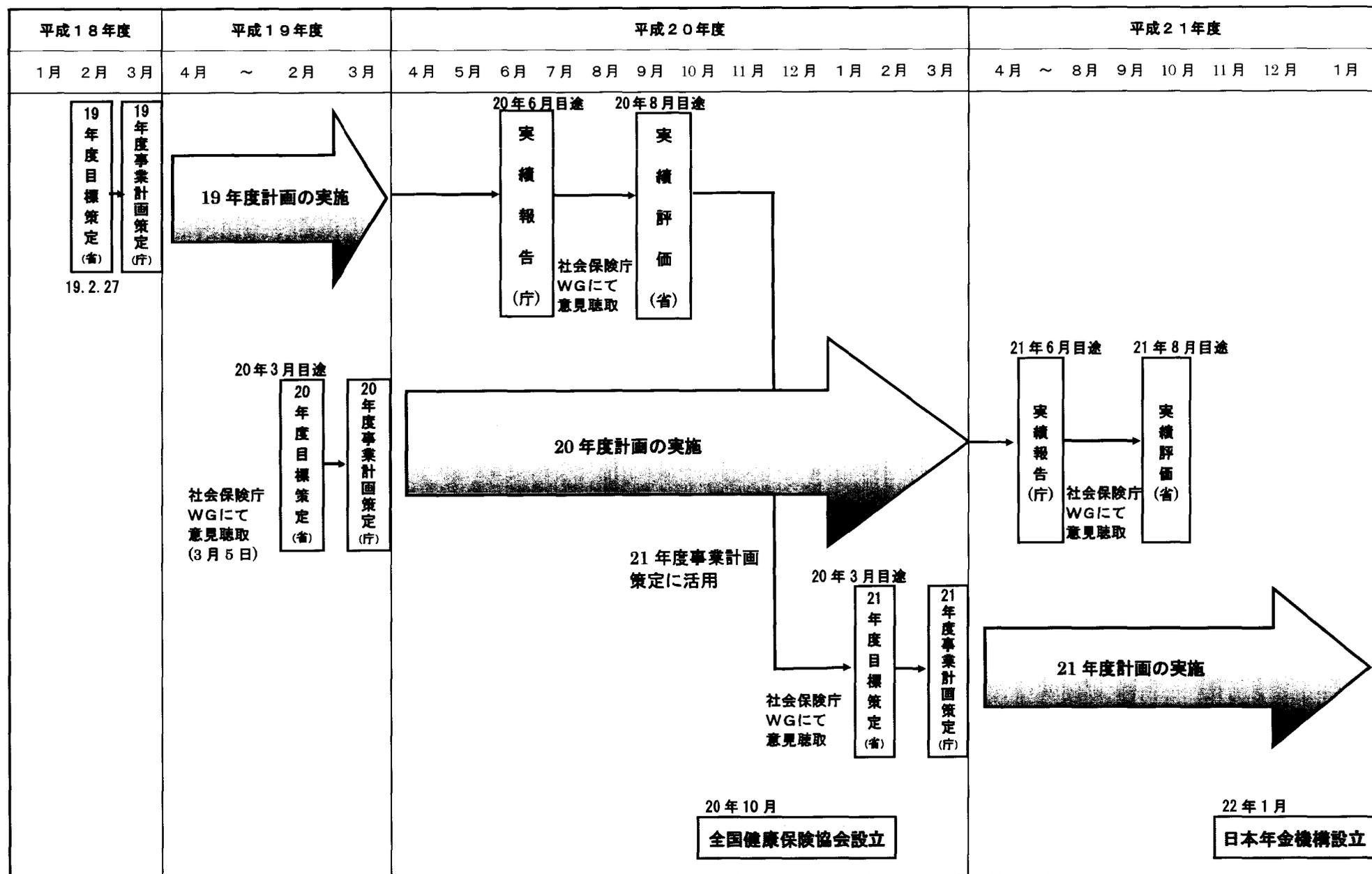
中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第16条

6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁(以下この条において「実施庁」という。)について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

- 一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの(当該府省の企画立案に関する事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。)を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。
- 二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。
- 三 前二号の場合における府省の長の実施庁の業務についての監督は、前号に規定するものの範囲に限定することを基本とすること。
- 四 実施庁の長において、その内部組織をより弾力的に編成することができる仕組みとすること。

注)他の実施庁としては、国税庁(財務省)、特許庁(経済産業省)、防衛施設庁(防衛省)、海上保安庁(国土交通省)等がある。

2. 社会保険庁の実績評価の流れ（イメージ）



(省)：厚生労働大臣 (庁)：社会保険庁長官

※ 21年度計画については平成22年に実績評価を実施

3. 厚生労働省における政策評価に関する基本計画

- 厚生労働大臣は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(政策評価法)に基づき、その所掌に係る政策について、計画期間、政策評価の実施に関する方針等を定めた基本計画を定め、政策評価を行っている。
- 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」(第2期基本計画)は、平成19年度から23年度までを計画期間として平成19年3月に策定され、同計画においては、社会保険庁については、中央省庁等改革基本法の規定に基づく厚生労働省の実施庁として、実施庁が達成すべき目標の設定及び目標に対する実績の評価を実施することとされている。
- また、同計画においては、目標の設定及び実績評価の実施に当たっては、学識経験を有する第三者の知見の活用に努めることとされている。

厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)(抄)(平成19年3月30日厚生労働大臣決定)

4 社会保険庁の実績評価

社会保険庁については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号。以下4において「基本法」という。)第16条第6項の規定に基づく厚生労働省の実施庁として、同項に規定する実施庁が達成すべき目標(以下4において「目標」という。)の設定及び目標に対する実績の評価(以下4において「実績評価」という。)について、以下のとおり実施するものとする。

なお、目標の設定及び実績評価の実施に当たっては、学識経験を有する第三者の知見の活用に努めるものとする。

(1) 目標の設定及び公表

政策評価官室及び関係部局(基本法第16条第6項に規定する実施庁の長にその権限が委任された事務に係る政策の企画立案を担う部局をいう。以下4において同じ。)は、「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」(平成13年3月30日厚生労働事務次官依命通達)に定める事務について、各年度の目標を前年度中に設定し、その結果を厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、目標の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

(※実施基準及び準則については資料1-2参考)

(2) 実績評価の実施及び公表

政策評価官室及び関係部局は、実施計画において別途定める時期に、目標の達成状況について社会保険庁から報告を受け、その報告をもとに実績評価を実施し、その結果を実績評価書として厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、当該実績評価書の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

また、政策評価官室及び関係部局は、評価結果を次年度の目標の設定に反映させるとともに、関係部局は、評価結果を政策の企画立案に活用することとする。

4. 総務省による実施庁に係る実績評価に関する調査に基づく通知

- 総務省行政評価局は、総務省設置法に基づき、行政改革の推進・実効確保等を図るため、各府省の業務の実施状況について、合規性、適正性、効率性等の観点から調査を行い、その結果に基づき、行政運営の改善を図るため、各府省に対して勧告等を行っている。
- 総務省は実施庁に係る実績評価について調査を行い、平成16年7月に関係省庁に通知した。主な内容は以下のとおり。
 - ・ 目標の設定や実績の評価を行う際に、有識者等第三者の知見の活用に努めること。
 - ・ 実績評価書の作成・公表の早期化を図ること。

実施庁に係る実績評価に関する調査に基づく通知(平成16年7月総務省行政評価局)(抄)

(1) 目標の設定及び実績の評価

イ 目標の設定及び実績の評価の的確かつ効果的な実施

関係省庁は、実施庁に係る実績評価の的確かつ効果的な実施を推進する観点から、所管する個々の実施庁の業務内容を勘案しつつ、各省庁の実施状況を参考に、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 目標に関し達成する水準が明確にされていないものがある省庁においては、可能な限り具体的かつ定量的な目標の設定に努めること。
- ② 目標の達成度合いについての判定に当たっては、その基準を設定することなどにより、判定方法の明確化に努めること。
- ③ 目標の設定や実績の評価を行う際に、有識者等第三者の知見の活用に努めること。

(2) 公表等の推進

関係省庁は、目標、評価結果等を公表するに当たっては、国民が分かりやすい情報を迅速かつ容易に入手できるようにするため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 実績評価書の作成・公表の早期化を図ること。
- ② 実績評価書の要旨の作成・公表に努めること。
- ③ 目標、実績評価書等のHPへの掲載に当たっては、複数年度分の掲載に努めること。
- ④ その他、各府省における目標、評価結果等の公表に関する工夫例を参考に、一層積極的な公表に努めること。

平成 13 年 3 月 30 日厚生労働事務次官決定

社会保険庁の事務の実施基準及び準則

I 実施基準

社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「社会保険事業」という。）の保険者として、適正かつ安定的に事業を運営するとともに、厚生労働省設置法等により、その任務とされた事務を適正に実施する。

また、事業の運営に当たっては、常に国民の立場に立ち、透明性の確保を図るとともに、事務の効率化を進め、もって、社会保険事業に対する国民の理解と信頼を得る。

II 事務の実施準則

1 適用事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る各種届書等の適正な届出及び早期提出について、事業主（船舶所有者を含む。以下同じ。）及び被保険者に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (2) 事業主に対する的確かつ効率的な調査を行うことにより、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る被保険者（被扶養者を含む。）に係る資格及び標準報酬等を適正に把握すること。
- (3) 国民年金の未加入者の把握及び確実な適用に努めること。
- (4) 国民年金の第一号被保険者及び第三号被保険者に係る被保険者種別変更の届書等の適正な届出及び早期提出について、被保険者等に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (5) 年金に関する被保険者記録については、正確に管理すること。
- (6) その他被保険者等の適用については、関係法令に基づき適正に行うこと。

2 保険料等収納事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る保険料並びに児童手当事業に係る拠出金（以下「保険料等」という。）の収納の確保については、事業主に対する制度啓発、口座振替の促進等により、保険料等の納期内の納入を促進すること。
- (2) 保険料等を滞納する事業主に対する納付の督促及び国税滞納処分の例による処分を確実に実施すること。
- (3) 国民年金の保険料の収納については、年金制度及び保険料納付の重要性についての啓発、納付督促、口座振替の促進、納付しやすい環境づくりを進めるとともに、より一層効果的な収納確保方策について工夫し、適正な収納に努めること。
- (4) 介護保険法に基づく介護保険料の徴収事務については、円滑な実施を図ること。
- (5) その他保険料等の収納については、関係法令に基づき適正に行うこと。

3 保険給付事務に関する事項

- (1) 社会保険事業に係る保険給付については、正確に決定及び支払を行うこと。
- (2) レセプトの点検調査、医療費通知等により、医療給付の適正化を図ること。
- (3) 厚生年金保険事業及び国民年金事業に係る保険給付については、各種届書等の適正な届出について、受給権者等に的確に周知し、励行を促進すること。
- (4) その他保険給付の事務については、関係法令に基づき適正に行うこと。

4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

- (1) 被保険者等の健康管理意識の高揚及び健康の保持増進を図り、ひいては医療給付を適正なものとするため、生活習慣病予防健診、それに基づく事後指導等の事業を適切に実施すること。
- (2) その他の保健事業及び福祉施設事業については、適切に実施すること。

5 広報、情報公開、相談等に関する事項

- (1) 社会保険事業に対する国民の理解と信頼を確保するため、効果的な広報を行うこと。
- (2) 相談体制を整備し、国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。
また、事業に関する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。
- (3) 職務上知り得た個人情報については、厳正に保護すること。
- (4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。
- (5) 職員の専門的な知識の習得及び資質の向上を図ること。